

# 《報告案件》

## 景観形成重点地区指定の審議経過 および景観形成方針案等について

平成29年2月6日（月）  
第15回草津市景観審議会  
資料3



秋：くさつ街あかり・華あかり・夢あかり



春：草津宿場まつり



秋：くさつ街あかり・華あかり・夢あかり

# 草津市景観計画の基本理念

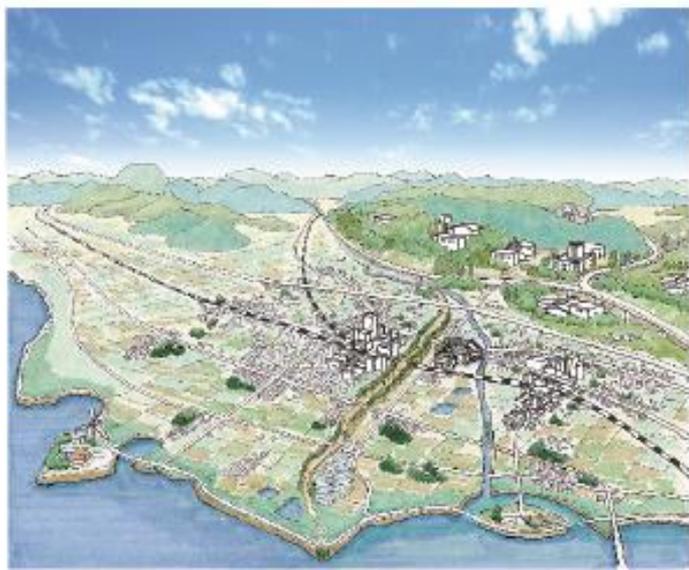
草津市の景観づくりの考え方（基本理念）

## 「ふるさと草津の心」を育む景観づくり

～“広く碧い湖<sup>うみ</sup>と空”、“趣のある歴史のみち”、“質の高い都市生活”が調和する～

「ふるさと草津の心」を育んでいくためには、次代を担う子どもたちとともに、良好な景観に親しみ、学び、まちの自然や歴史文化に対する深い理解とまちを愛する心を持った草津人（くさつびと）を生み出していくことが必要です。

このような草津人（くさつびと）とともに、心地よさが感じられる草津市の景観づくりをすすめていくこととします。



うみ  
湖と空

ふるさと草津の心  
||  
草津人（くさつびと）

歴史のみち

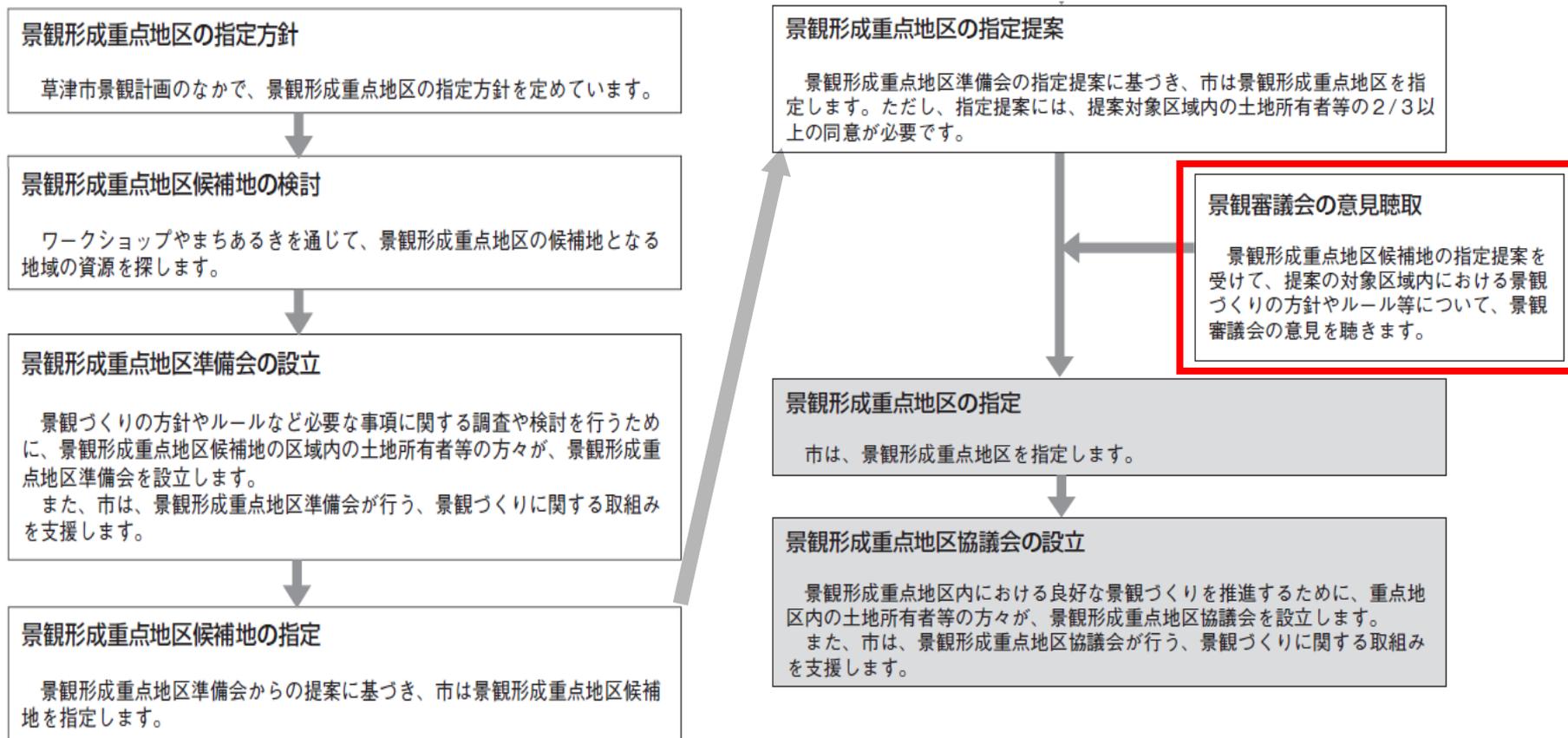
都市生活

# 景観形成重点地区と指定の流れ

草津市景観計画(平成24年10月施行)に基づき、市民が主体となって景観づくりに取り組む地区を「景観形成重点地区」として指定するもの。指定に当たっては、**重点地区予定地内の土地所有者が当該予定地内における土地所有者等の2/3以上の同意を得て市に提案し、市が指定をする。【景観法第11条第3項(住民等による提案)】**

※土地所有者等とは、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く)を有する者をいう

## 【景観形成重点地区指定の流れ】



# 景観形成重点地区の指定方針

## 景観形成重点地区の考え方

- ・重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区
- ・住民が主体となって、それぞれの地域特性に応じた、景観形成の方針や規制基準を設定する
- ・市は、景観誘導を図るための支援策などの各種施策を展開していく

## 景観形成重点地区の指定の方針

①豊かな**自然**環境が残されている地区

②草津の**歴史**文化が色濃く残されている地区

③まちなみにぎわいや活力とともに、うるおいがあって質の高いまちなみ景観や**都市**景観の創出に向けて取り組む地区

④**市民・事業者**が積極的に景観づくりに取り組む地区

# 景観形成重点地区の候補地

- ・学校区や地域自治組織等を活かして、主体的な景観づくりに取り組んでいる地区
- ・自然環境保全地区の内、特に重要と考えられる地区
- ・自然豊かで、新たな産業の創出や福祉・医療、文化等の交流が期待される地区
- ・**歴史的街並みが残されている地区(草津宿とその周辺地区、東海道沿道、中山道沿道(渋川地区)等)**
- ・矢橋道等歴史的な街道を生かした「散歩道」づくりを進めていくことができる地区
- ・草津市の「顔」としての機能を果たす草津駅、南草津駅周辺地区、名神・新名神インターチェンジ周辺地区

## ◆候補例のイメージ



# 現在指定している景観形成重点地区



# 景観形成重点地区 提案団体について

【名 称】 東海道草津宿本陣通り景観重点地区準備会

## 【目 的】

東海道沿道の本陣通りの本一町内会から本六町内会までの区間において、景観計画に定める重点地区の指定に向けて、歴史的な街なみを生かした景観形成やまちづくりを推進することを目的とする。

【代表者】 大久保 徹

【構 成】 25名（地権者委員10名、オブザーバー委員15名）

沿線の商店主、沿線町内会長（6町内会）、町内会推薦者、まちづくり協議会代表

## 【設置根拠法令】 草津市景観条例第12条

（景観形成重点地区準備会）

第12条 市長に対し重点地区の指定の提案をしようとする者は、当該提案のために必要な調査、検討等を行うため、市長の認定を受けて景観形成重点地区準備会（以下「重点地区準備会」という。）を設立することができる。

2 重点地区準備会は、重点地区の指定を提案する土地の区域内の土地所有者その他規則で定める者10人以上で組織されなければならない。

4 市長は、重点地区準備会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用の一部を助成することができる。



# 景観形成重点地区 提案までの経緯①

H27. 12  
設立認定  
第1回準備会

H28. 1  
第2回準備会

H28. 2  
第3回準備会

H28. 3  
第4回準備会

H28. 3  
第5回準備会

- ・準備会の設立について
- ・準備会規約について

- ・本陣通りのまちづくりと景観づくりの目標について
- ・基準案の検討
- ・まちづくりニュース第1号の発行

- ・基準案の検討  
(形態、意匠、色彩など前回の協議を経て)

- ・基準案の最終チェック

- ・地権者説明会用資料の確認
- ・まちづくりニュース第2号の発行

## 継承していきたい本陣通りの景観特性と魅力

### 1. 歴史的ポイントとしての魅力

- ・東海道と中山道の日本で唯一の分岐点
- ・五街道の中でも最も重要な交通の要衝

### 2. 街道としての魅力

- ・本陣と調和した町家の家並み
- ・低い階高や土壁が特徴の草津町家

### 3. 宿場町としての魅力

- ・背後に残る町割り調和した街並み
- ・街道から見える路地空間

準備会での意見

これらのまちづくりにつながる貴重な意見がでてきました！

本陣通りのまちづくりを推進するため、第3回の準備会で協議を行いました。これらの意見を基に、継承していきたい本陣通りの魅力、基準案を検討するまでの方向性や課題、今後のまちづくりにつながる取り組みなどの形がみえてきました。

**<景観づくりについて>**

景観形成基準案は、これから建築の建て替えや改修、樹木の維持、工場の設置などを行う方を対象に、本陣通りに沿って景観づくりの方向性について、景観形成基準案の内容を伝えたい。色鮮やかな景観、景観形成などにつながる項目について景観形成基準案を盛り込むものとする。

第2回の会議で、本陣通りのまちづくりに対する意見や景観づくりの方向性を話し合い、それを上料として第3回と4回で、具体性内容の整理を行い、基準案として整理しました。

**<第2回～4回までの準備会内容内訳>**

第2回 平成28年1月20日(水) 19:30～21:00  
・本陣通りのまちづくりと景観づくりの目標  
・基準案の検討

第3回 平成28年2月9日(水) 19:00～21:00  
・地権者の説明(形態、意匠、色彩など前回の協議を経て)

第4回 平成28年3月2日(水) 19:00～21:00  
・基準案の最終チェック

**継承していきたい本陣通りの景観特性と魅力**

対象となる区域には以下のような景観特性と魅力があり、これを大切にしながら景観づくりに取り組む、まちの歴史と文化を継承していきたいと考えています。

- 1. 歴史的ポイントとしての魅力**
  - ・東海道と中山道の日本で唯一の分岐点
  - ・五街道の中でも最も重要な交通の要衝
- 2. 街道としての魅力**
  - ・本陣と調和した町家の家並み
  - ・低い階高や土壁が特徴の草津町家
- 3. 宿場町としての魅力**
  - ・背後に残る町割り調和した街並み
  - ・街道から見える路地空間

発行：お問い合わせ先【準備会事務局】：景徳町 東中野通 6番地 401号 TEL. 077-561-6507

【仮称】東海道津波本陣通り景観形成重点地区準備会 平成28年3月1日(水) 資料2

東海道本陣通り景観まちづくりニュース 第2号

景観形成基準案がままりました！

第2回から4回までの準備会において、景観の基準案について話し合いを進め、景観形成基準案がままりました。

景観形成基準案は、これから建築の建て替えや改修、樹木の維持、工場の設置などを行う方を対象に、本陣通りに沿って景観づくりの方向性について、景観形成基準案の内容を伝えたい。色鮮やかな景観、景観形成などにつながる項目について景観形成基準案を盛り込むものとする。

第2回の会議で、本陣通りのまちづくりに対する意見や景観づくりの方向性を話し合い、それを上料として第3回と4回で、具体性内容の整理を行い、基準案として整理しました。

**<第2回～4回までの準備会内容内訳>**

第2回 平成28年1月20日(水) 19:30～21:00  
・本陣通りのまちづくりと景観づくりの目標  
・基準案の検討

第3回 平成28年2月9日(水) 19:00～21:00  
・地権者の説明(形態、意匠、色彩など前回の協議を経て)

第4回 平成28年3月2日(水) 19:00～21:00  
・基準案の最終チェック

**継承していきたい本陣通りの景観特性と魅力**

対象となる区域には以下のような景観特性と魅力があり、これを大切にしながら景観づくりに取り組む、まちの歴史と文化を継承していきたいと考えています。

- 1. 歴史的ポイントとしての魅力**
  - ・東海道と中山道の日本で唯一の分岐点
  - ・五街道の中でも最も重要な交通の要衝
- 2. 街道としての魅力**
  - ・本陣と調和した町家の家並み
  - ・低い階高や土壁が特徴の草津町家
- 3. 宿場町としての魅力**
  - ・背後に残る町割り調和した街並み
  - ・街道から見える路地空間

# 景観形成重点地区 提案までの経緯②

H28. 4  
地権者説明

- ・準備会委員により沿線地権者に個別に文書にて通知
- ・町内会ごとに説明会を開催(45人出席)

H28. 4  
第6回準備会

- ・説明会での意見と対応について
- ・欠席者への対応と説明、役割分担について



H28. 5  
第7回準備会

- ・まちづくりニュース第3号について→説明会での意見と対応を掲載
- ・同意書の徴取と役割分担について

H28. 5～  
地権者説明  
同意書徴取

- ・地権者宅を訪問し、個別説明と同意徴取(地権者約150名)

H28. 6  
第8回準備会

- ・同意状況の確認
- ・今後の対応について

H28. 7  
第9回準備会

- ・まちづくりニュース第4号について(権利者への同意調整の結果報告)
- ・市への提案書類の確認

# 景観形成重点地区 提案書の市長への提出

H28. 9  
第10回準備会

- ・提案書の内容の最終確認
- ・重点地区指定に伴う要望書について検討

H28. 10. 27  
市長に  
提案書を提出



# 景観形成重点地区で定めるべき内容について

景観計画において重点地区として指定するためには、以下の3つの内容を定める必要があります。

- ・重点地区の区域

- ・良好な景観の形成に関する方針

- ・良好な景観形成のための制限に関する事項(＝基準)

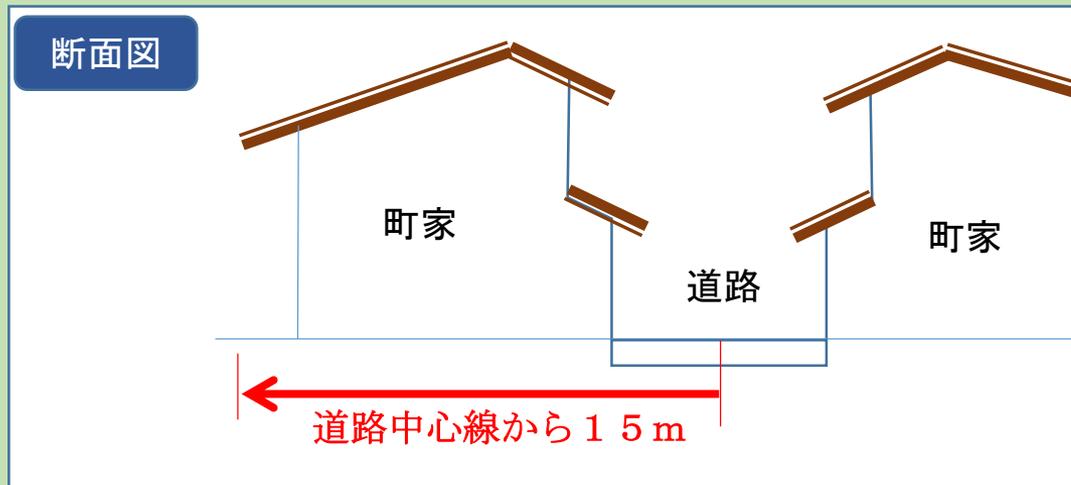


# 指定範囲の考え方

## 2 指定範囲の考え方

### ●15mの設定根拠

街道沿いの建築物の特徴である「切妻平入」の勾配屋根が道路境界に面して建っている場合に、その屋根すべてを包含する範囲



万善呉服店(草津三丁目)



隣接地の建替えにより改修前の壁面が露呈

本陣資料館(草津一丁目)

上の写真のように、街道沿いに面して建築されている場合で、隣接地が駐車場等の場合、前面道路から建築物の妻側が大きく見えることから、切妻平入の屋根すべてを包含する範囲を指定範囲とし、建築物等の新築、増改築等を届出の対象行為とする。

# 届出対象行為①(道路中心線から15mの範囲)

## 3 届出対象行為

**琵琶湖岸景観形成重点地区および伝統的沿道景観重点地区と同じ**

建築物	新築、増築、改築、または移転	○新築、増築、改築または移転にかかる部分の床面積の合計が10㎡を超える行為。 ○行為後の建築物の高さが5mを超える行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	○行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超える行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転	○垣(生け垣を除く、さく、へい、擁壁の類の場合、高さが1.5mを超える行為、または長さが10mを超える行為。 ○汚水または排水を処理する施設の場合、高さが1.5mを超える行為、または行為に係る部分の築造面積の合計が100㎡を超える行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	○地上に設置する太陽光発電設備等(集熱利用するものを含む。)で、高さが5mを超える行為またはモジュールの面積の合計が100㎡を超える行為。 ○上記以外の工作物で、規則で定めるもの。 行為後の工作物の高さが5mを超える行為。
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		○切土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 ○切土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 ○行為に係る部分の面積が100㎡を超える行為。
木竹の伐採		○高さが5mを超える木竹の伐採。 ○林業を営むために行う木竹の伐採。
屋外における物件の体積		○堆積された物件を外部から見通すことができ、かつ、物件の堆積期間が30日を超える行為のうち、高さが1.5mを超えるもの、または、面積が100㎡を超えるもの。
水面の埋め立てまたは干拓		○盛土により生ずるのり面の高さが1.5mを超える行為。 ○盛土により生ずるのり面の長さが10mを超える行為。 ○行為に係る部分の面積が100㎡以上であるもの。

# 届出対象行為②(道路中心線から15mよりも離れた場所)

## 3 届出対象行為

### 一般のゾーンと同じ

建築物	新築、増築、改築、または移転	○建築物の最高部の高さが13m以上もしくは4階建以上の行為。ただし、田園ゾーンについては、高さ10m以上の行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	○行為にかかる延床面積の合計が300㎡以上の行為。
工作物	新築、増築、改築、または移転	○高さ13m以上のもの。ただし、田園ゾーンについては高さ10m以上の行為。
	外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	○地上に設置する太陽光発電設備(集熱利用のものを含む。)で、高さが13m以上(田園ゾーンについては高さ10m以上)の行為またはモジュールの面積の合計が1,000㎡を超える行為。



JR琵琶湖線

草津川(現:草津川跡地)

国道一号線

込田池(現:市役所)

立木神社

昭和36年 航空写真



JR琵琶湖線

草津川(現:草津川跡地)

国道一号線

込田池(現:市役所)

立木神社

平成23年 航空写真

# 良好な景観の形成に関する方針

## 基本目標：歴史街道の佇まいと賑わいを創出する景観づくり

- 歴史街道としての佇まいを感じる景観づくり
- 時とともに魅力が高まる景観づくり
- まちの賑わいを創出する景観づくり
- 住民協働による景観づくり
- 安全・安心に配慮した住みよい景観づくり



## 景観形成の基本的な方針

- 史跡草津宿本陣などが残る東海道沿いの歴史的なまちなみを活かした景観形成やまちづくりを推進します。
- 新しい建築物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。
- 屋外広告物・工作物等が違和感なくまちなみにとけ込むよう、歴史的な趣を残す工夫をするなど、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

# 景観形成重点地区指定により変更する内容

## 現在のゾーン・軸・・・まちなかゾーン・歴史街道軸

→まちなかゾーンおよび歴史街道軸の基準が適用される。

### ●まちなかゾーンにおける届出対象行為

新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、色彩の変更

【建築物】建築物の最後部の高さが13m以上もしくは4階建以上の行為

行為にかかる延床面積の合計が300㎡以上の行為

【工作物】高さ13m以上の行為

## 景観形成重点地区の指定による主な変更内容

### ○届出対象行為の拡大

### ○景観形成基準の変更・追加

たとえば、新しく建物を建てる場合、従来は上記のような比較的大規模な建物のみが届出対象でしたが、重点地区になると、10㎡強の小規模な建築物でも届出が必要になります。

また、景観形成基準については、現在の歴史街道軸の基準(次ページ以降黒字部分)に加えて切妻平入、格子窓、虫籠窓の保全など、「草津宿らしさ」を盛り込んだ項目(次ページ以降赤字部分)を追加します。

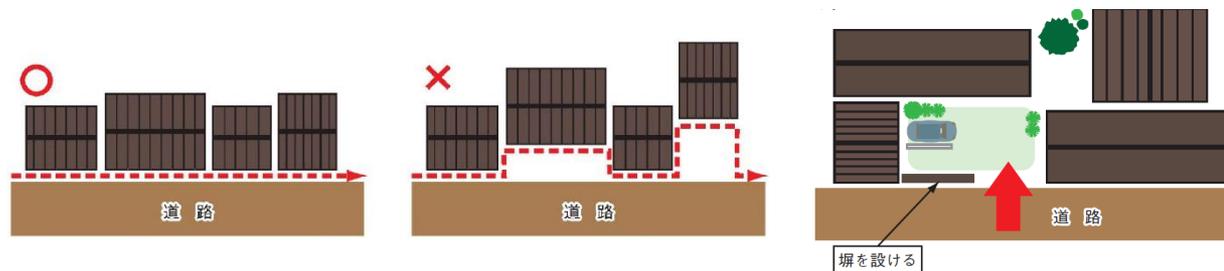


# 景観形成基準(案)①

## 1. 位置

①周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めること。

②駐車場の設置などにより、通りから壁面を後退させる場合は、周辺景観との調和に配慮し、塀等を設置して壁面ラインの連続性に配慮すること。



セットバックした集合住宅の前面に塀を設置した例。

## 2. 形態

①周辺の建築物の多くが入母屋や切妻等の形態の屋根をもっているの  
で、これらの形態との調和を図るため、原則として、勾配のある屋根を設  
けること。

また、大規模建築物の3階以上の部分は道路境界から2.7m(一間半)  
以上セットバックさせるなど、周辺の街並みとの調和や上空への見通し  
の確保に努めること。



3階以上をセットバックした大規模建築物のイメージ





# 景観形成基準(案)②

## 2. 形態

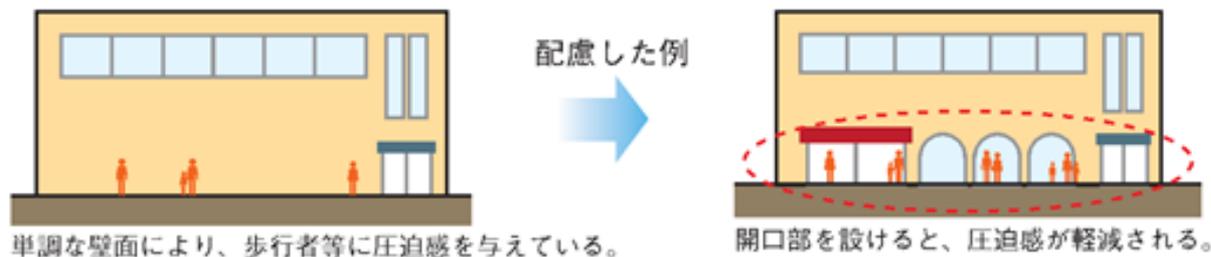
- ②勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。
- ③周辺の建築物と調和した屋根(勾配、向き)等とし、連続した街並みを乱さないよう努めること。
- ④東海道草津宿の伝統的な建築形態を基調とし、歴史的街並みとの調和を図ること。



# 景観形成基準(案)③

## 3. 意匠

①屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。



②外見できる壁面等の意匠の釣合に配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。

③敷地内や建築物に付属する設備(屋上に設ける設備を含む。)について、建物と一体となった意匠とし、設置位置を考慮するなど目立たないように努めるとともに、周辺景観との調和に配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、覆いをするなど修景措置を講じること。

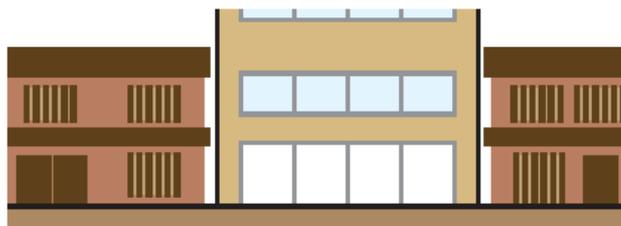


④大規模建築については、平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。

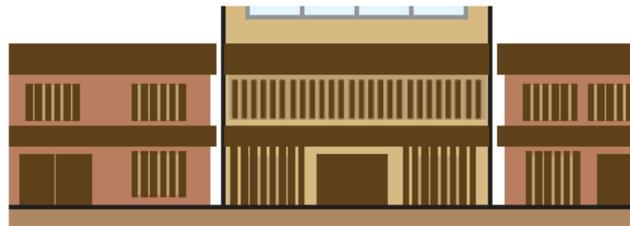
# 景観形成基準(案)④

## 3. 意匠

- ⑤玄関および開口部は建具、格子等の伝統的様式とすること。もしくは、それに準備に準じるものとすること。
- ⑥草津宿の特徴である切妻平入、格子窓、虫籠窓の保全に努めること。



周辺の歴史的な街並みと調和しない形態・意匠により、街並みの連続性が途切れている。



低層部に格子や瓦など、周辺と調和したデザインを取り入れることにより、街並みの連続性が確保される。

草津町家の保全により、特徴的な街並みの継承に努める。



### 虫籠窓

主に漆喰の塗屋造りと呼ばれる町家建築の二階部分に、縦に格子状に開口部を設けた固定窓のこと

### 切妻平入

切妻造の屋根の四角形の斜面に向かって出入口がある建物の様式

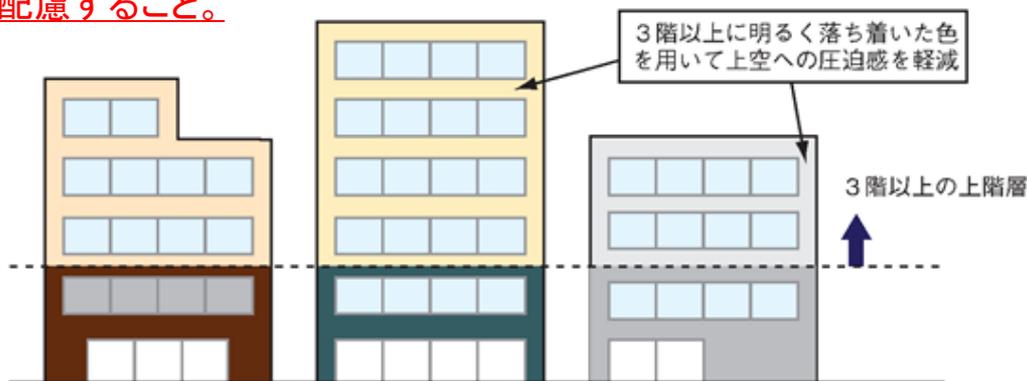
### 格子窓

角材を縦横の格子状に組み上げた建具。格子は、町家の外観デザイン要素のひとつである他、防犯やプライバシー保護にも効果的

# 景観形成基準(案)⑤

## 4. 色彩

- ① けばけばしい色彩とせず、周辺の景観との調和を図ること。
- ② 建築物、工作物の外観および屋根の基調色は、『琵琶湖岸景観形成重点地区』を参照。
- ③ 色彩の性質を十分考慮するとともに、一つの建物に数多くの色を用いることを避け、落ち着いた雰囲気醸し出すよう色調を統一する。
- ④ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、周辺の色調および規模に十分留意し、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。
- ⑤ 屋上工作物の色彩は、建築物本体および周辺景観との調和が図れるものとする。
- ⑥ 大規模建築物については、上空への圧迫感を軽減するため、3階以上の上階階の外壁には明度の明るい色(明度4以上)や彩度の低い色を用いること。
- ⑦ 勾配屋根は日本屋根を意識した黒又は灰色を基本とし、外壁等を含めた外観について自然素材の色を意識した落ち着いた色調とする。
- ⑧ 店舗等のシャッターについては、建物との調和を図りながら、木戸などの自然素材の色を意識した色彩のものとなるよう配慮すること。



# 景観形成基準(案)⑥

## 5. 素材

- ①周辺景観になじみ、かつ、長期間にわたって良好な景観が維持できるよう、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。
- ②勾配屋根の屋根材については、瓦等の自然素材を用いること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材とすること。
- ③外壁は木材、土、石材、漆喰などの自然素材を用いること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した素材とすること。

自然素材による質感と色彩で、趣と落ち着きのある街並みを目指しましょう。

銀鼠色の瓦



白漆喰と下見板

木格子



黒漆喰と黒瓦

# 景観形成基準(案)⑦

## 6. 敷地の緑化措置

- ①建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。
- ②大規模建築物については、原則として、建築物が周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を和らげるよう、その高さを勘案した樹種及び樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。
- ③植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。



## 7. 樹木等の保全措置

- ①敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。止むを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。
- ②敷地内に樹勢が優れた樹木がある場合は、この樹木を修景に生かせるよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

# 景観形成基準(案)⑧

## 8. 垣、さく、へい、門(建築物に附属するものを含む)その他これらに類するものの新設、増築または改築

①周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。

②自然素材を意識した落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況と調和が得られるものとする。ただし、自然素材を利用する場合や、周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。



## 9. 擁壁の新設、増築または改築

①道路に面して設ける場合は、できるだけ低いものとする。

②できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものにする。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講じること。

# 景観形成基準(案)⑨

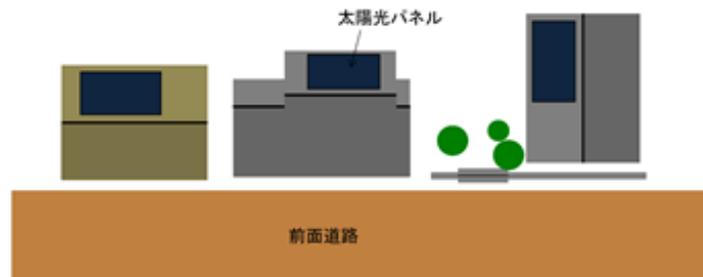
## 10. 自動販売機の設置

自動販売機の設置に際しては、周囲の景観に調和するよう、位置や外観の色彩、木製の囲い等の設置をするなどして配慮する。



## 11. 太陽光パネルの設置

前面道路からは見えない位置に設置すること。



## 12. 看板

①原則として、自家用に供するもののみとする。

②けばけばしい色彩のものや、激しい道光・点滅等をするものを使用しない。また、趣のあるデザインや、自然素材又はこれに準ずるものを用いるなど、店舗及び街並みとの調和に配慮する。



# ～景観形成基準（案）について～

## 11. 看板

### ○ 現在の「草津市屋外広告物条例」規制状況および課題

・現在定められた地域分類については、「第2種許可地域における基準」になっております。色の基準については【原則】の記載があり、規制手段としては緩やかすぎることとなります。色が明確である、広告規制型景観形成地区【モデル地区】に規制を変えます。

### ■屋外広告物ガイドラインより 第2種許可地域における基準（自家用広告物）

項目			基準	
自家用 広告物	許可申請の要否		総面積10㎡を超える場合は許可申請が必要	
	色彩		<u>原則として、下地色には黒および原色を使用しない。(鮮やかな色は、強調したい部分に使用する。)</u>	
	個別 の 規制	野立広告板	高さ	20m以下
		野立広告塔	高さ	20m以下
		壁面広告物	面積	壁面の面積×1/2
			高さ等	壁面からはみ出さない
		突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内
			上端の高さ	取付壁面の高さを超えない
		下端の高さ	車道：4.7m以上、歩道：2.7m以上	
	屋上広告物	高さ等	建物の高さ×2/3かつ20m以下 建物の幅をはみ出さない 広告物または掲出物件を支持する支柱等が見えないよう外 枠等で覆うこと	

○広告規制型景観形成地区（モデル地区）に規制および規制変更項目

- ・モデル地区の規制での変更点 ①掲出する広告物は全て届出又は許可必要
- ②敷地単位での総量規制がかかる。③色彩規制が数値となる。④屋上広告物の設置が不可
- ⑤自家用広告物の面積規制が強化⑥非自家用広告物の設置が不可

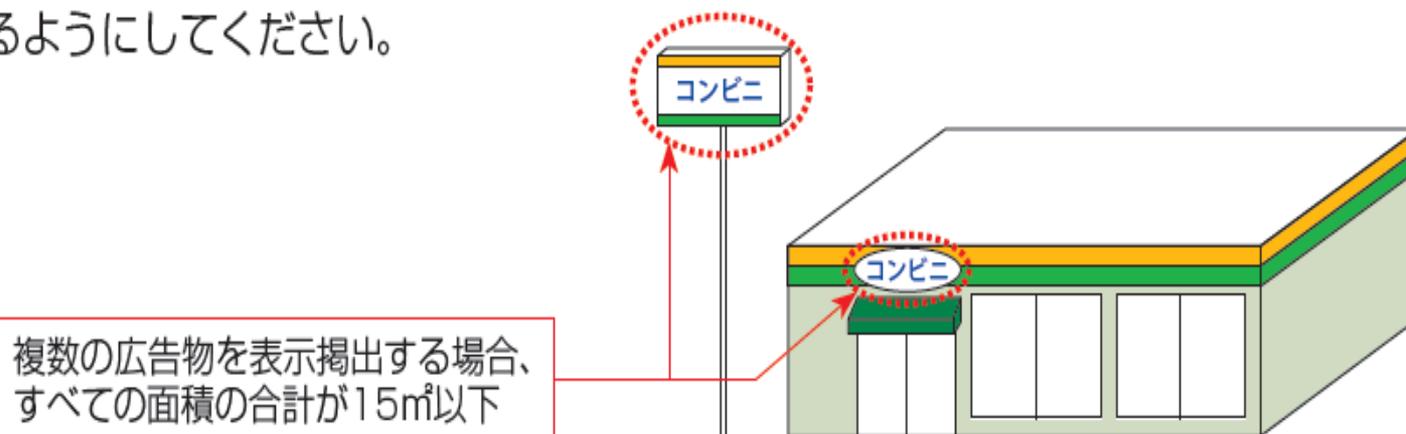
項目		基準			
自家用 広告物	許可申請等の要否		総面積5㎡を超える場合は許可申請必要 (ただし、総面積5㎡以下の広告物も届出が必要)		
	総量規制		15㎡		
	色彩	下地色の彩度の基準	次の色彩は、広告物の主要な下地色として用いない。		
			0.1YR~10Y	彩度10以上	
		0.1GY~10R	彩度8以上		
	表示面積に対する高彩度色の割合	マンセル値の彩度が一定の数値を超える色（規制対象色）を使用する場合の表示面に使用できる面積の割合			
		規制対象色	彩度	規制対象色を使用できる面積割合	
		R系	6以上	50/100未満	
	R系以外	8以上			
	個別の 規制	野立広告板	表示面の幅	4.5m以下	
高さ			10m以下		
野立広告塔		表示面の幅	4.5m以下		
		高さ	10m以下		
壁面広告物		面積	壁面の面積×1/4		
		高さ等	壁面からはみ出さない		
突出広告物		突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内		
		上端の高さ	取付壁面の高さを超えない		
	下端の高さ	車道：4.7m以上、歩道：2.7m以上			
屋上広告物		設置できません			
非自家用広告物		設置できません			

○ 総面積5㎡を超える場合は許可申請必要

- 同一の敷地内に設置する広告物の総面積が5㎡を超える場合は、許可申請が必要となります。  
※ 総面積が5㎡以下でも届出は必要です。

○ 広告物の総量は15㎡以下

- 同一の敷地内に、複数の看板を設置した場合は、すべての広告物の合計が15㎡以下となるようにしてください。



- 広告物の主要な下地として、0.1YR～10Yの色彩は彩度10以上、0.1GY～10Rの色彩は彩度8以上を用いないようにする

- 広告物の主要な下地に、0.1YR～10Yの色彩は彩度10以上、0.1GY～10Rの色彩は彩度8以上を用いないようにしてください。

この茶色が主要な下地



この緑色が主要な下地

○広告規制型景観形成地区（モデル地区）に規制および規制変更項目

広告物の下地における使用可能色の例（下図内）

彩度 ⇒ 高い

彩度 ⇒ 高い

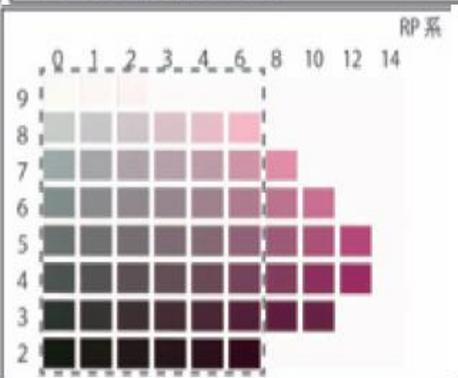
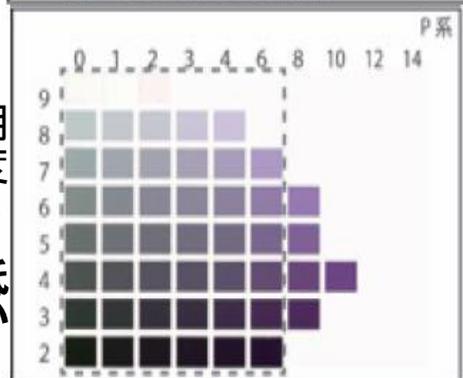
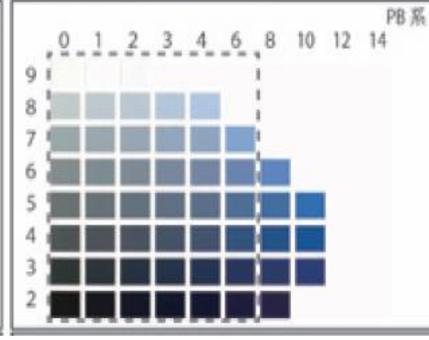
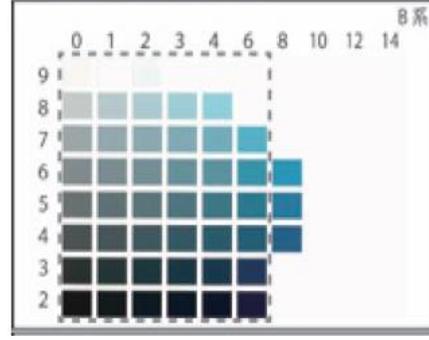
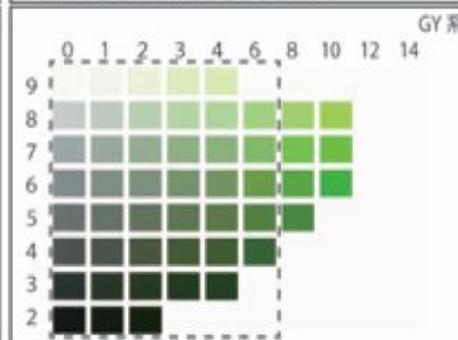
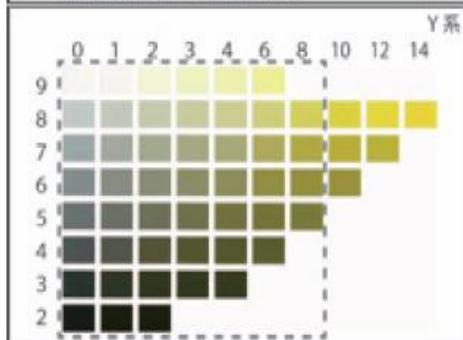
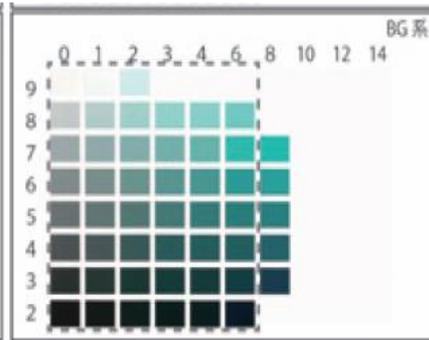
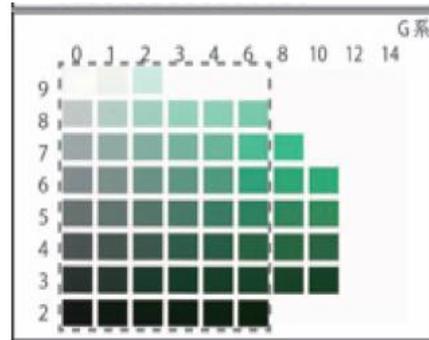
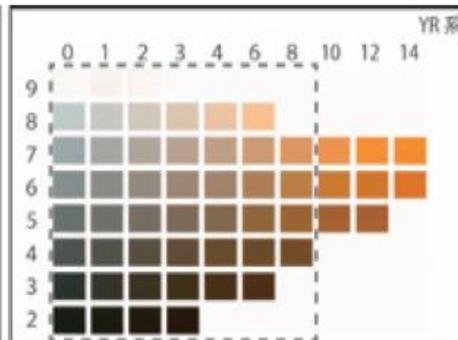
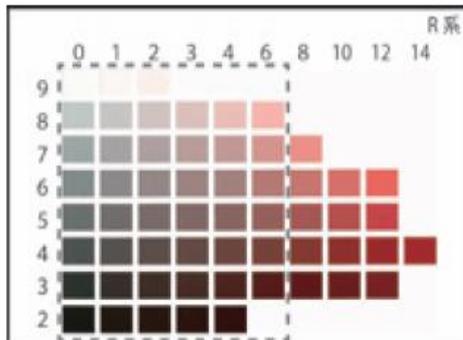
彩度 ⇒ 高い

彩度 ⇒ 高い

明度 ↓ 低い

明度 ↓ 低い

明度 ↓ 低い



※規制の効果

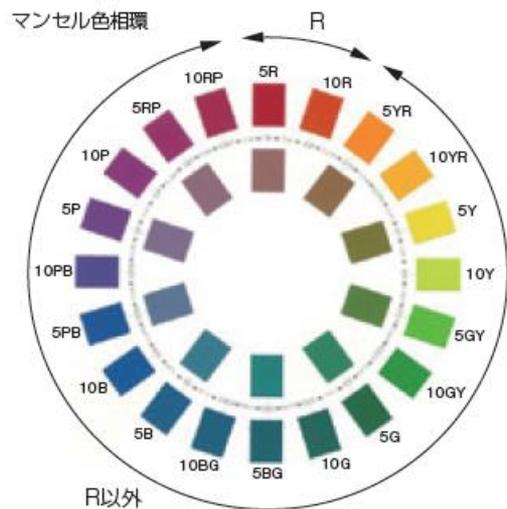
明度の下限基準がある。  
⇒ 黒色に近いものが使えない。

彩度の上限基準がある。  
⇒ きらびやかな彩度を選べない。

## 下地以外の色規制について

○ R系の彩度6以上、R系以外の彩度8以上の色を用いる場合には、使用面積を面積割合50/100未満にする

※規制の効果：下地以外での色規制がかかり、広告物 全体での規制がかけられます。



○△×  
動物病院

休診日：月曜日

TEL：  
077-561-6507

下地(48%)

写真(49%)：

文字・記号(3%)

The advertisement features a yellow background. The text '動物病院' is in black. The phone number '077-561-6507' is in black. A photograph of two kittens is on the right. Callouts indicate the area percentages: 48% for the yellow background, 49% for the kitten photo, and 3% for the text and symbols.

文字・記号が色彩基準に適合しているため、写真と合わせて50%を超えてもOK

○△×  
動物病院

休診日：月曜日

TEL：  
077-561-6507

下地(48%)

写真(49%)：

文字・記号(3%)

The advertisement features a yellow background. The text '動物病院' is in red. The phone number '077-561-6507' is in red. A photograph of two kittens is on the right. Callouts indicate the area percentages: 48% for the yellow background, 49% for the kitten photo, and 3% for the text and symbols.

文字・記号が色彩基準に適合せず、写真と合わせて50%を超えているためNG

## 1 全ての地域・広告物に対する共通基準

- ・都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- ・原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- ・表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- ・蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- ・照明を伴うものにあっては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- ・ネオンサインまたはこれに類するものにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

# ～景観形成基準（案）について～

## 11. 看板

本陣通り  
Ver.

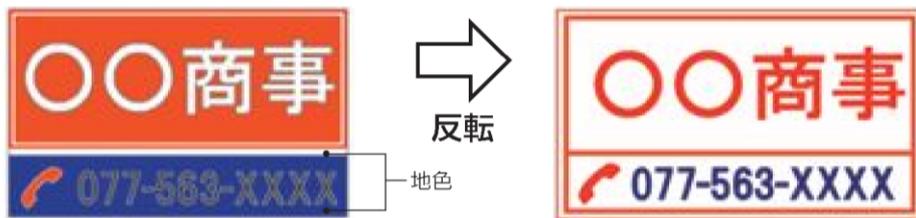
② けばけばしい色彩のものや、激しい動光・点滅等をするものを使用しない。

また、趣のあるデザインや、自然素材又はこれに準ずるものを用いるなど、店舗及び周辺の街並みとの調和に配慮する。

■屋外広告物ガイドラインより（第2種許可地域・自家用広告物）  
全ての広告物に共通する基準

○ 原則として、下地色には黒および原色を使用しない

■下地と文字の色を反転させた例



■鮮やかな色を使う場合は、文字やロゴデザインなどの強調したい部分に使用するようにしてください。



自然素材を用いた看板の事例



のれんの事例



